

認定コミュニティ活動状況資料

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～10
委員名簿	11

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	12～18
当該年度の活動計画書及び収支予算	19～21

【参考資料】

- ・ 広報誌：コミセンニュース（令和7年7月・11月
発行）
- ・ チラシ：高砂コミセンまつり
- ・ チラシ：第10回新春凧揚げ大会

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

茅ヶ崎南地区は、6の自治会で構成され、それらの自治会を中心に社会福祉、青少年育成、市民安全、地域振興、生活環境といった様々な分野で多くの団体が活動し、地域生活を支えています。

茅ヶ崎市の玄関口である茅ヶ崎駅からサザンビーチちがさきまでの間に様々な商店が集まり、昔から住んでいる住民や新たにこの地域で生活を始めた住民が入り混じる茅ヶ崎南地区が地域コミュニティを維持、向上させていくためには、今まで以上に地域の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければならないことから、新たな地域コミュニティの形成を図ることとしました。

茅ヶ崎南地区を活力ある持続可能な地域としていくため、地域に関わる者や各団体と市が、それぞれの責任の下で役割を担い、日常の課題を解決する環境づくりを進めることで、地域における支え合いを再構築し、自助・共助のまちづくりを進めることとします。

認定審査基準確認表

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会

審査基準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R5年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第1条に市が定める茅ヶ崎南地区を協議会の活動区域とする規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図13」と規約第1条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「茅ヶ崎南地区内に所在地を有する自治会長」が委員である規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」とおりの6自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様に全ての自治会が構成員となっている。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（2）～（4）に規定あり。 ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ ・茅ヶ崎南地区社会福祉協議会 ・茅ヶ崎南地区民生委員児童委員協議会 ・地域包括支援センター・福祉相談室つむぎ ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ ・茅ヶ崎南地区体育振興会 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ ・茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会 ・茅ヶ崎小学校区ふれあいプラザ運営委員会	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第5条（2）～（4）」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条（12）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書の内容が適切か。		
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第5条（12）に公募により認められた者を委員とする規定あり。 規約第18条（2）に部会の設置に関する規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	全ての個人の参加に関する調書の内容が適切か。		
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第10条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
	民主的な運営に関する調書の内容が適切か。		
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第3条に目的、第1条に名称及び主として活動する区域、第2条に主たる事務所の所在地、第9条に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。	規約第3条に営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れる。	・申請時と同様で変更無し。
	申請書類から、前項の事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 規約

(名称及び組織)

- 第1条 この会は、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会（以下「協議会」）と称し、市が定める区域内（以下「茅ヶ崎南地区」）に居住する市民および区域内で活動する各種団体を組織する。
- 2 協議会の設立年月日は平成29年4月1日とする。

(所在地)

- 第2条 協議会の所在地は、高砂コミュニティセンター（茅ヶ崎市中海岸一丁目2番42号）に置く。

(目的)

- 第3条 協議会は、「地域住民主体の市政」「地域住民の生きがいづくり」「自助・共助のまちづくり」「協議の場」「まちの力の醸成」「自己実現の場を創造する」等のため、地域における課題解決、住みよい地域社会の構築を目指し、地域住民、各種団体及び市が一体となり、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。
- 2 協議会は、高砂コミュニティセンターの管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーションの場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさとふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。

(事業)

- 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 茅ヶ崎南地区の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業
 - (2) 高砂コミュニティセンターの管理運営に関する事業
 - (3) 茅ヶ崎南地区住民の福祉に寄与する事業
 - (4) 児童及び青少年の健全育成に関する事業
 - (5) 高齢者及び障がい者福祉に関する事業
 - (6) 環境に関する事業
 - (7) 防災に関する事業
 - (8) 交通安全及び防犯に関する事業
 - (9) 茅ヶ崎南地区の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関する事
 - (10) 隣接する地区との情報交換に関する事
 - (11) 茅ヶ崎南地区の発展に寄与する事業
 - (12) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関する事

(委員)

- 第5条 協議会の委員は、次に掲げるもので構成し、委員の数は35名以内とする。
- (1) 茅ヶ崎南地区内に所在地を有する自治会長

- (2) 地域福祉全般に関する地域団体の代表
 - (3) 健康・スポーツに関する地域団体の代表
 - (4) 青少年育成等に関する地域団体の代表
 - (5) 安全・防犯に関する地域団体の代表
 - (6) 防災に関する地域団体の代表
 - (7) 生活環境に関する団体の代表
 - (8) 地域住民の交流・絆づくりを進める地域団体の代表
 - (9) 文化・生涯学習に関する地域団体の代表
 - (10) 地域振興分野に関する団体の代表
 - (11) 協議会が推薦する者
 - (12) 公募により認められた者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第6条 協議会に相談役として若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問には、茅ヶ崎南地区内に居住地をもつ者から役員会が推薦し、総会で承認を得た者を置く。
- 3 顧問は会長が必要と認めたとき、会議に出席することができる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 書記 1名
 - (5) 会計 1名
 - (6) 部会長 部会数
 - (7) 監事 2名
- 2 前項の役員は総会において委員の中から互選により選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐すると共に協議会の業務を分担する。会長に事故がある時には、その職務を代理する。(あらかじめ定められた順位による。)
- (3) 事務局長は、協議会の事務等を処理すると共に事務局を統括する。
- (4) 書記は、事務局長を補佐し会議等の記録をとる。
- (5) 会計は、協議会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
- (6) 部会長は、部会運営を担当する。
- (7) 監事は、協議会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行に不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求することができる。

(会 議)

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会、役員会、及び部会とする。

- 2 部会を除く会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会・運営委員会にあっては委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。
- 3 部会を除く会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会を除く会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者数
 - (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
 - (4) 議決の経過の概要及びその結果

(総会の構成)

第11条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年度当初に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第7項の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、日時及び場所を示して会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算に関すること
 - (2) 事業計画及び予算に関すること
 - (3) 高砂コミュニティセンターの事業報告及び決算に関すること
 - (4) 高砂コミュニティセンターの事業計画及び予算に関すること
 - (5) 役員を選任及び解任に関すること
 - (6) 規約の制定及び改正に関すること
 - (7) その他、第5条に掲げる委員から提案された事項に関すること
- 2 総会が成立しないとき、総会を成立させる出席人員に達しなかったとき、総会を招集する時間がないと認めるとき、その議決すべき事案に関して役員会の議決をもって処分することができる。
- 3 前項の処置については、会長は、次の運営委員会においてこれを報告し、直近の総会で、承認を求めなければならない。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
 - (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会の構成)

第16条 運営委員会は、委員等をもって構成する。

- 2 運営委員会の議長は、会長とする。
- 3 運営委員会には、委員等以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第17条 運営委員会は、会長が必要と認めた時に招集する。

(運営委員会の決議事項)

第18条 運営委員会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会及び役員会に付議すべき事項
- (2) 部会の設置及び廃止に関する事項
- (3) 高砂コミュニティセンターの管理運営に関すること

- (4) 各部会間及び各種団体間の連絡調整
- (5) 本会の委員の入会又は退会の承認に関する事
- (6) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (7) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (8) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という）に関する事項
- (9) その他、(役員会・部会・委員) から提案された事項

(運営委員会の議事録)

第 19 条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員等の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員等も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(役員会の構成)

第 20 条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

- 2 役員会の議長は、協議会の会長とする。
- 3 役員会には、役員以外のものを出席させ、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第 21 条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の決議事項)

第 22 条 役員会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会及び運営委員会に付議する事項
- (2) 総会及び運営委員会において決議された事項のうち、協議会全体に係るものの執行に関する事項
- (3) その他総会及び運営委員会の決議を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 高砂コミュニティセンターの管理運営に関する規程等の制定及び改正に関する事
- (5) 部会委員の推薦等の承認に関する事

(部会の構成)

第 23 条 委員の他、茅ヶ崎南地区に在住、在勤、在学の者とし、部会長が承認し、役員会に報告した部会員で構成する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置くものとする。
- 3 副部会長は部会員の中から互選により選出する。
- 4 部会の議長は、部会長とする。

(部会長及び副部会長の職務)

第 24 条 部会長及び副部会長は次の職務を行う。

- (1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を統括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会の招集)

第 25 条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第 26 条 部会は、所掌する事項について調査・審議し役員会及び運営委員会に報告する。

- 2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(事務局の構成)

第 27 条 協議会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には協議会より役員会が推薦し、総会で承認を得た事務局長・書記・会計を置く。
- 3 事務局には事務局員を置くことができる。

(事務局の所掌事務)

第 28 条 事務局は、次の事務を司るものとする。

- (1) 会議への出席
- (2) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (3) 会議の資料の作成
- (4) 会議の議事録の作成
- (5) 会計事務に伴う資料の作成
- (6) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整
- (7) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ
- (8) 協議会活動に関する広報活動
- (9) その他必要な事項

(事業及び会計年度)

第 29 条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第 30 条 協議会の経費は、補助金、委託金、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第 31 条 会議で出された意見等のほか、茅ヶ崎南地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第 32 条 その他、協議会の運営及び高砂コミュニティセンターの管理運営について必要な事項は別に定める。

付則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

平成 29 年 9 月 23 日 規約第 7 条 2 項 副会長の増員 2 名から 3 名に改正

平成 30 年 1 月 20 日 部会設置に関する追加規定を設けた。

平成 30 年 3 月 24 日 規約第 14 条に 2・3 項を追加

令和 2 年 5 月 17 日 規約第 7 条 役員 の定数変更並びに部会長・書記新規役員を追加。
部会長・書記の役員追加による関連条項を追加改定した。

令和 2 年 8 月 22 日 高砂コミュニティセンター管理運営委員会の組織組み入れによる廃止に伴い、臨時総会の議決に基づき、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会規約第26条第2項の規定により、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会（以下「協議会」という。）の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会について)

第2条 協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 防災部会
- (2) 生活・環境部会
- (3) 福祉部会
- (4) 児童・健康部会
- (5) 地域活性化部会
- (6) コミセン事業部会

(部会の所掌する事項等について)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとする。
必要に応じて、各部会は所掌する事項等の調査・研究を行うことができる。

- (1) 防災部会
 - ア 地域の災害対策・防災力向上に関すること
 - イ その他協議会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (2) 生活・環境部会
 - ア 住民が安全快適に生活できるよう地域の生活環境の向上に関すること
 - イ ごみ処理、交通安全、防犯等、生活環境に関すること
 - ウ その他、協議会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (3) 福祉部会
 - ア 誰もが安心して暮らせる地域社会を創出すること
 - イ 地域福祉の推進に関すること
 - ウ その他協議会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (4) 児童・健康部会
 - ア 子どもの安全に関すること
 - イ 子どもの健全な育成に関すること
 - ウ 地域住民の健康に関すること
 - エ その他協議会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (5) 地域活性化部会
 - ア 住みやすい地域となるよう、行政・事業主体・住民との絆を強化すること
 - イ 地域の活性化を促進する各種事業の企画、運営に携わること

- ウ その他協議会等で当該部会での検討が決定した案件等に関する事
- (6) コミセン事業部会
 - ア 高砂コミュニティセンターで行う各種事業の企画、計画及び実施に関する事
 - イ その他協議会等で当該部会での検討が決定した案件等に関する事

附 則

- この規程は、平成30年1月20日から施行する。(施行開始)
- この規程は、平成30年3月24日から施行する。(防災安全部会の分割)
- この規程は、平成31年3月23日から施行する。(地域活性化部会の新設)
- この規程は、令和元年7月20日から施行する。(児童・健康部会の分割・新設)
- この規程は、一部改正し、令和3年4月1日から施行する。(コミセン事業部会の新設)

令和5年度 茅ヶ崎南地区まちぢから協議会委員名簿

令和5年11月21日

分野	No	団体名	役職	氏名
茅ヶ崎南地区内に所在地を有する自治会長	1	若松町幸自治会（会長）	部会長（防災）	花香 賢
	2	共恵中央自治会（会長）	監事	佐藤 勝栄
	3	共恵東自治会（会長）	書記	伊藤 理恵子
	4	共恵海岸通り自治会（会長）	会長	篠原 徳守
	5	幸町自治会（会長）	会計	土岐田 紘之
	6	中海岸自治会（会長）	部会長（地域活性化）	飯島 正明
地域福祉全般に関する地域団体の代表	7	茅ヶ崎南地区社会福祉協議会	部会長（福祉部会）	西澤 充
	8	茅ヶ崎南地区民生委員児童委員協議会		鈴木 ひとみ
	9	地域包括支援センター・福祉相談室つむぎ地区ボランティアセンター		大村 静香
	10	地区ボランティアセンター		吉川 睦
	11	寿楽会		鈴木 速水
	12	福寿会（中海岸）		佐竹 伸也
健康・スポーツ、文化・生涯学習に関する	13	茅ヶ崎南地区体育振興会		河井 朋洋
青少年育成等に関する地域団体の代表	14	茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会	部会長（児童健康部会）	日下 英彦
	15	きかんしゃクラブ		中島 智希
安全・防犯、防災、生活環境に関する地域団 地域振興分野に関する団体の代表	16	防災リーダー協議会		百瀬 あや子
	17	サザン通り商店街		小林 健二
協議会が推薦する者	18	共恵東自治会（副会長）	副会長	黒田 芳之
	19	幸町自治会	副会長・部会長（生活環境）	二木 健夫
	20	中海岸自治会（副会長）	監事	川添 忠茂
	21	若松町幸自治会		倉金 彌光
	22	共恵東自治会（副会長）	事務局長	古泉 清
公募により認められた者	23	中海岸自治会		斯波 義典
	24	共恵東自治会		大獄 恵美

※委員が未確定のため、令和5年度の名簿を添付しています。【定期総会：令和5年5月18日（予定）】

令和5年度の活動報告書及び収支決算書

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 令和5年度事業報告

1 各種会議

(1) 総会、運営委員会、役員会

開催日	会議名	概要
令和5年5月20日	定期総会	まちぢ及び高砂コミセンの事業報告 収支決算報告・事業計画案・収支予算案 委員の選任
6月21日	役員会	定例会について 前任者の会計管理不備について
6月24日	臨時総会・ 運営委員会	定例会 前任者の会計管理不備について
7月19日	役員会	定例会について
7月22日	運営委員会	定例会
8月16日	役員会	市民のつどいについて
8月19日	運営委員会	市民のつどいについて
9月20日	役員会	定例会について サザンライブ（トイレボランティア）について
9月23日	運営委員会	定例会について サザンライブ（トイレボランティア）について
10月18日	役員会	定例会について サザン芸術花火大会について
10月21日	運営委員会	定例会について サザン芸術花火大会について
11月15日	役員会	コミセンまつりと運営について 新春凧揚げ大会実行委員役割について

		まちぢから協議会後半の改善ポイントについて
11月18日	運営委員会	コミセンまつりと運営について 新春凧揚げ大会実行委員役割について まちぢから協議会後半の改善ポイントについて
12月20日	役員会	賀詞交歓会参加者・準備・次第について
12月23日	運営委員会	賀詞交歓会参加者・準備・次第について
令和6年 1月24日	役員会	次年度のまちぢ運営について 梅まつりの実施について
1月27日	運営委員会	次年度まちぢの運営について 梅まつり実施について
2月21日	役員会	前任委員による会計業務不備調査報告
2月24日	運営委員会	令和6年度まちぢ運営改善について 前任委員による会計業務不備調査報告
3月15日	役員会	令和6年総会までのスケジュールについて 令和6年度まちぢ運営改善について
3月20日	運営委員会	令和6年総会までのスケジュールについて 令和6年度まちぢ運営改善について

(2) 部会

部 会 名	開 催 日	概 要
防災部会	毎月第2土曜日 10月15日	部会開催 茅ヶ崎南地区防災図上訓練 EVAG 実施
生活環境部会	6月24日 9月3日 12月23日 3月24日	ごみ戸別収集市民アンケートについて ごみ有料化について 南口駅前広場の再整備に関する意見交換 戸別収集の在り方の方向性について
福祉部会 (SDGs 3, 4, 11, 17)	必要に応じ随時	障がい施設の訪問・資料収集 障がい施設マップ作成 コミセン祭りにて施設で作成した菓子販売
児童健康部会 (SDGs 3, 4, 11, 17)	必要に応じ随時	登下校時の児童安全交通整理について 旗振り講習会・意見交換 旗振りボランティア募集
地域活性化部会 (SDGs 3, 11, 12, 14, 17)	9月3日 1月2日 1月3日 2月11日	市民のつどい 60名参加 第10回新春凧揚げ大会 主催 梅まつり 中海岸自治会との共催
コミセン部会 (SDGs 3, 4, 11, 17)	毎月第2木曜日	就業規則・マニュアルの検討 イベント事業について意見交換 館内点検協力依頼 施設機器の交換について サザンライブ・サザン芸術花火大会準備・報告 コミセン祭り準備・実施・反省 凧揚げ大会準備 修繕計画について 賀詞交歓会について 調査報告について 保育園からの依頼事項検討

自治会長会 (SDGs 11, 15, 17)	毎月第2木曜日	情報交換・課題共有化・まちぢから協議会への提言 参加団体との連携について
事務局打ち合わせ	毎月第1金曜日	まちぢ・コミセン課題抽出 役員会・運営委員会提出議題検討

2 各種会議を除く事業

日付	区分	事業名
令和5年 9月3日	主催	市民のつどい
9月24日	主催	市民体育祭
10月15日	主催	茅ヶ崎南地区防災図上訓練 EVAG
12月2日	主催	コミセン祭り
令和6年 1月2日	主催	第10回新春凧揚げ大会
3日		
1月15日	主催	賀詞交歓会
2月11日	共催	梅まつり

(1) 市民のつどい

概要 本地区では、地域の抱える課題を、市長を始め市役所幹部と共有化することは、まちぢから協議会として最も大切なこととして、設立時より位置づけている。

また、地域と行政が対立する構造ではなく、地区の誰もが参加し、発言できる形式とし、回覧にて周知を図った。地域活性化部会が担当。

実施日 令和5年9月3日（日）

会場 高砂コミュニティセンター

参加者 60名（一般参加者）

内容 第1部 「茅ヶ崎南地区まちぢから協議会から市への質問事項」

第2部 「茅ヶ崎南地区をより住みやすくするための意見交換」

(2) 地区体育祭

概 要 まちぢから協議会が主催し、体育振興会の運営により、老若男女（大人・青少年・児童）が運動を通じて交流する事業として開催した。

実施日 令和5年9月24日（日）

会 場 茅ヶ崎小学校

参加者 200人

(3) 地区防災訓練

概 要 防災部会が担当し、茅ヶ崎南地区防災リーダー協議会の運営のもと、防災対策課職員、茅ヶ崎小学校配備職員と連携して、防災図上訓練 EVAG を実施した。

実施日 令和5年10月15日（日）

会 場 高砂コミュニティセンター

参加者 50名

(4) 第10回新春凧揚げ大会

概 要 茅ヶ崎南地区まちぢから協議会主催事業であり、地域活性化部会が担当している。子ども達が自分で絵を描いた凧を揚げる姿や海岸を彩る連凧や大凧は箱根駅伝と共に正月の風物詩になりつつある。2日目は途中雨天により中止となったものの、2日間で能登半島地震募金を合わせて実施し約28万円の募金が集まった。来年以降は後援にまわる予定である。

実施日 令和6年1月2日（火）・3日（水）

会 場 サザンビーチちがさき

参加者 2,500人

(5) 賀詞交歓会

概 要 地域活性化部会が担当し、茅ヶ崎南地区で活動する団体、議員、行政等の懇親をはかる場として開催した。

実施日 令和6年1月15日（月）

会 場 高砂コミュニティセンター

参加者 55名

(6) 梅まつり

概 要 海岸地区まちぢから協議会との共催事業であり、地域活性化部会が担当している。甘酒の無料配布や、フランクフルト・焼きそば等の出店を行い、比較的涼しい天候であり客足は伸びなかったものの、商品の売り切れが続出する等盛況であった。

実施日 令和6年2月11日(日)

会 場 高砂緑地

参加者 1,000人

令和5年度 茅ヶ崎南地区まちぢから協議会収支決算（案）

収入の部

（単位：円）

項目	予算額	決算額	内 訳
前年度繰越金	448,034	448,034	
茅ヶ崎市：運営補助金	250,000	250,000	運営費等助成金
茅ヶ崎市：防災訓練補助金	140,000	2,800	地区防災訓練補助金
自治会分担金	980,000	1,097,360	6自治会より
雑収入	0	90,007	懇親会等参加費、利息等
合 計	1,818,034	1,888,201	

支出の部

項目	予算額	決算額	内 訳
【本部】	1,878,034	1,480,976	
会議費	150,000	145,444	賀詞交歓会、まちぢから協議会連絡会会議費
負担金	10,000	10,000	まちぢから協議会連絡会負担金
研修費・旅費	200,000	28,000	研修会会費
消耗品費	60,000	80,025	事務用品、用紙、プリンターインク等
印刷製本費	5,000	22,317	印刷（回覧）コピー
備品購入費	0	11,700	ボイスレコーダー
通信運搬費	10,000	0	
手数料	5,000	3,520	振込手数料
事業費（①から⑤の合計）	540,000	276,430	
①広報紙発行	80,000	0	
②地区防災訓練	200,000	7,090	訓練消耗品
③新春凧揚げ大会	160,000	203,640	子ども配布用凧制作代
④情報交換費	50,000	13,200	講師料 情報交換費
⑤梅まつり	50,000	52,500	運営費分担金
団体への助成金	760,000	867,040	社協、体育振興会、推進協、他団体
予備費	138,034	36,500	香典、生花
【部会】			部会活動費は、本部費で計上
小計	1,878,034	1,480,976	
特定事業費			
小計			
繰越金	0	407,225	
市への返還金	0	0	
合 計	1,878,034	1,888,201	

当該年度の活動報告書及び収支予算書

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 令和6年度事業計画（案）

1 事業計画方針

規約第3条に掲げる目的を達成するため、次の方針のもと運営委員会・役員会・部会及び事業を実施する。

(1) 課題把握

各団体や住民が抱えている課題や取り組みなど、地域に関する様々な情報の把握・共有を行い、各部会と共に課題を整理し、調査・研究を行い、課題解決までの方法等について検討を行う。

(2) 課題解決

日頃から課題把握及び整理を行い、運営委員会での協議の中で、必要に応じ部会等課題解決に適した活動を行うとともに、各団体や地域住民及び行政と協働しながら課題解決に取り組む。

(3) 広報活動

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会の活動を周知するとともに、多くの地域住民が協議会活動に参加できるよう、広報紙やホームページ等様々な広報媒体を用いて広報活動を行う。

(4) 人材発掘

各種事業、部会等の活動を通じて、地域住民に対し広く呼びかけを行い、多くの地域住民が参加できるよう努めるとともに、地域内の潜在的な人材を発掘する。

(5) 重点課題

令和4年に実施した茅ヶ崎南地区まちぢから協議会課題形成アンケートにより、コロナ禍で薄れた地域住民とのつながりを強化することが最重点課題とされ、令和6年度より、地区内挨拶励行運動に取り組む。

昨年発覚した会計における不適切処理を受け、同じことを繰り返さないために地区内で協議を重ね改善方策に取り組む。

2 運営委員会・役員会の予定

会議名	期日	主要テーマ	SDGsとの関連
運営委員会	通年必要の都度	所属団体との情報・課題共有化と相互協力体制の構築	SDGs 3, 4, 11, 12, 14, 17
役員会	通年	まちぢ・コミセンのあり方検討	同上

※原則として、運営委員会は第3土曜日、役員会は第3水曜日に会議を開催する。

3 各部会の予定

会議名	期日	主要テーマ	SDGsとの関連
防災部会	通年	地域の安全構築と協力体制	SDGs 11, 17
生活環境部会	通年	住民生活にかかわる課題の検討	SDGs 2, 3, 11, 17
福祉部会	通年	高齢者・身障者・育児課題の検討	SDGs 3, 4, 11, 17
児童・健康部会	通年	児童を始め地域住民の健康と安全	SDGs 3, 4, 11, 17
地域活性化部会	通年	住民相互の交流・行政との情報共有、	SDGs 3, 11, 12, 14, 17
コミセン部会	通年	住民活動拠点としての愛されるコミセンづくり	SDGs 3, 4, 11, 17

自治会長会	通年	地域の安全・安心、住み続けられるまちづくりへの協力体制構築	SDGs 11, 15, 17
-------	----	-------------------------------	-----------------

※構成する委員の都合等に応じてスケジュール調整を行い、開催日時を決定する。

4 事業等の計画

事業名	日程	区分	場所
市民のつどい	9月7日(土)	主催	高砂コミュニティセンター
市民体育祭	9月29日(日)	共催	茅ヶ崎小学校
地区防災訓練	10月15日(日)(予定)	主催	茅ヶ崎小学校
高砂コミセンまつり	12月(開催予定)	主催	高砂コミュニティセンター
賀詞交歓会	1月14(火)	主催	高砂コミュニティセンター
梅まつり	2月初旬(予定)	共催	高砂緑地

※上記事業の詳細については運営委員会等で検討を行い、実施する。

令和6年度 茅ヶ崎南地区まちぢから協議会収支予算（案）

収入の部

（単位：円）

項目	前年度決算額	予算額	内 訳
前年度繰越金	448,034	407,225	
茅ヶ崎市：特定事業助成金	0	550,000	特定事業挨拶運動
茅ヶ崎市：運営補助金等	250,000	250,000	運営費等助成金
茅ヶ崎市：防災訓練補助金	2,800	140,000	地区防災訓練補助金
返還金	0	167,075	防災リーダー協議会助成金返還
自治会分担金	1,097,360	1,100,000	6自治会より
雑収入	90,007	60,000	会費（賀詞交歓会等）、預金利息等
合 計	1,888,201	2,674,300	

支出の部

項目	前年度決算額	予算額	内 訳
【本部】	1,480,976	2,124,300	
会議費	145,444	150,000	定例会等に関する費用、会合補助等
研修費・旅費	28,000	100,000	研修会会費、旅費
印刷製本費	22,317	30,000	コピー、印刷費等
消耗品費	80,025	90,000	事務用品、用紙、インク等
備品購入費	11,700	300,000	HP作成機材
通信運搬費	0	5,000	郵送料
負担金	10,000	10,000	まちぢから協議会連絡会負担金
手数料	3,520	5,000	振込手数料
事業費（①から⑤の合計）	276,430	380,000	
①広報誌発行	0	80,000	コミセンニュース発行経費
②地区防災訓練	7,090	200,000	防災訓練消耗品等
③新春凧揚げ大会	203,640	20,000	協賛金
④情報交換費	13,200	20,000	
⑤梅まつり	52,500	60,000	ポスター、チラシ分担金
各団体への分担金	867,040	870,000	社協 体育振興会 推進協 他団体
予備費	36,500	184,300	
【部会】			
小計	1,480,976	2,124,300	
市補助金（特定事業）		550,000	挨拶運動
小計		550,000	
繰越金	407,225	0	
市への返還金	0	0	
合 計	1,888,201	2,674,300	

Takasuma

高砂コミセンだより

Vol.1

発行日：令和5年7月1日
高砂コミュニティセンター
茅ヶ崎市中海岸1丁目2番42号
☎：0467-57-0891
発行責任者：篠原徳守

会長

篠原 徳守



5月20日定期総会において、高砂コミュニティセンター4代目の館長に選出されました、共恵2丁目に在住の篠原と申します。

高砂コミュニティセンターも12年目を迎え、皆様のふれあいの場として、定着してまいりました。これからも地域との繋がり、人と人の繋がりの中点として、地域の方々にご利用頂き、高砂コミュニティセンターを『笑顔輝くマグネット高砂』として、役員及び職員が一丸となって、努力いたしますので、皆様のご協力を心からお願い申し上げます。



副会長

二木 健夫



このたび、副会長に就任しました、幸町自治会の二木です。茅ヶ崎に住み始めて、46年余りになります。南地区まちぢから協議会が設立された6年前から、まちぢからの活動に参加し、ここ数年は、生活環境部会の部会長として、ごみ収集の有料化等の問題に取り組んでまいりました。茅ヶ崎らしさが失われつつある中で、この南地区が、住み続けたい街となるよう、微力ながら努力してまいりたいと考えております。

【7月の予定】(変更になる場合あり)

- 7/4(火) ぽっぽちゃんひろば 10:00~12:00
7/21(金) 第1回初心者向けスマートフォン講座
スマホをお持ちでない方もご参加できます
10:30~11:30
7/21(金) 転倒予防教室 14:00~15:30
7/25(火) オンライン医療講座 14:00~15:30
茅ヶ崎中央病医院「心臓弁膜症」
7/30(日) 利用者懇談会 10:00~12:00

フキ情報

午前中のフリースペースは比較的空いています。皆様のご利用お待ちしております。

新役員&事務局員



高砂コミセン役員(5役6名)
事務局員10名(撮影時2名欠席)

新人紹介

春から新しくコミセンの仲間入りを致しました、大澤と小山です。

まだまだ覚える事はたくさんありますが、やさしい職場の皆さんに助けられ楽しく働いております。

ご利用の皆さまにも気軽にお声をかけていただけましたら幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

7月の休館日：7/3、7/10、7/18、7/24、7/31

8月の休館日：8/7、8/14、8/21、8/28

(月曜が祝日の場合は、その翌日)

サザンオールスターズライブ期間 トイレボランティア活動

9月27 28 30 10月1日 高砂コミュニティセンター1F



サザンライブの期間中、トイレの混雑を少しでも和らげ、皆様に気持ちよく使っていただけるようお手伝いして下さる方を「トイレボランティア」として募集し約10名近くの方が集まって下さいました。期間中、長蛇の列になる事こそありませんでしたが、ボランティアの方々が目を配り、気を配ってくださったおかげで、大きな混乱もなく利用者さまにも気持ちよく使って頂きました。

きれいに使ってくださった感謝の気持ちとしてご利用された方たちに「ありがとうカード」を記念にお配りし、ご好評頂きました。SNSでも話題にあがり楽しみながらライブへと足を運ばれたようです。

地域のみなさまも気にかけてくださり、トイレトーパーを寄贈していただくなど、あたたかいご支援を頂戴しました。また、トイレボランティアの皆さまの元気な挨拶、ご活躍もあり無事ライブ期間を終えることができました。紙面をお借りして高砂コミセンスタッフ一同感謝申し上げます。

中海岸太鼓の会

私たち、中海岸太鼓の会は、中海岸自治会に所属する団体です。

年間参加行事

浜降り祭、中海岸神社例大祭、市内の16団体が共演する茅ヶ崎お囃子祭り、

高砂緑地梅まつり、ふれあいの集い、一中オータムコンサート、高砂コミセン祭り、盆踊り

高南一周駅伝応援太鼓、サザンビーチ新春風揚げ大会

毎年決まっているのはこの10回ぐらいで、あとはその都度依頼を受け単発で出演しています。

練習日程 毎月第一、第三土曜日 17時から20時までの中でクラス分けして行なっています。

なお、特別な事情がある場合はこの限りではありません。

練習場所

中海岸自治会館2階和室

見学は随時受け付けています。

興味のある方は、下記までご連絡下さい。

0467-87-1992 竹内



茅ヶ崎南地区自主防災訓練 豪雨災害編(図上訓練)

2023年10月15日 ホールにて開催

10月15日、防災訓練を高砂コミセンで実施いたしました。100年前に起こった関東大震災では火災が発生し、逃げ遅れた9万人以上の方が火災による焼死と言われています。避難する判断を間違えると自分や家族まで犠牲になりかねないとの事で今年は避難行動訓練(EVAG)の豪雨災害編をすることに決めました。当日の午前中は雨でしたが多くの方に出席をしていただき真剣に取り組んでいただきました。



11月の休館日：11/6 11/13 11/20 11/27
12月の休館日：12/4 12/11 12/18 12/25 12/28~1/4
(月曜が祝日の場合は、その翌日)

新春凧揚げ大会 2024

1月2日(火) 3日(水)
10:00~13:00

サザンビーチがさき
ステージ 演奏やダンスなど催し物多数!
グルメ キッチンカーが勢揃い
凧の配布 各日 こども先着 300名作り凧を無料配布
※無くなり次第終了



茅ヶ崎小学校ダンス部

全国大会 銀賞

おめでとうございます!!

参加 第三回 初心者向け
無料 スマートフォン教室

- 全くスマートフォンが分からない方も安心!<
- スマートフォンをお持ちでない方の参加も大歓迎!<

日時 12月1日(金) 10:30~11:30<
会場 高砂コミュニティセンター<
住所 茅ヶ崎市中海岸一丁目2番42号<
電話 0461-57-0891<

参加条件 どなたでも参加できます。<
講座内容 ▶スマートフィンで何が出来るのか・注意すること<
▶スマートフォンの基本操作<

※参加人数によっては、聞きたい内容やご質問にお応えできない場合がございます。<



日時 2023年12月2日(土) 10:00~15:00
場所 高砂コミュニティセンター全館
サザン通り中海岸交番向かい

高砂 コミセンまつり
タカスナ

12th years!

1F/3F STAGE
ステージイベント
1F 屋外
FOOD
飲食コーナー
2F
WORKSHOP
体験会
3F フリースペース
EXHIBIT
展示

主催 高砂コミセンまつり実行委員会

寄付をお願いします

コミセンまつりのワークショップにてクリスマスツリーのタッセル作製予定。
ご家庭にご不要な毛糸がございましたら高砂コミセン受付までお持ちください。



【11月の予定】(変更になる場合あり)

日にち	時間	イベント名	内容等
11/7(火)	10:00~12:00	ぽっぽちゃんひろば	中海岸保育園赤ちゃんサロン
11/10(金)	13:00~16:00	中小企業診断	中小企業診断士による相談
11/17(金)	14:00~15:30	転倒予防教室	茅ヶ崎市福祉部高齢福祉課 定員40名 ☎ 81-7163(直通)
11/18(土)	10:00~	第2回高砂コミセンまつり実行委員会	
11/24(金)	13:00~16:00	中小企業診断	中小企業診断士による相談
11/30(木)	15:00~	オンライン医療講座 癌患者さんの治療から学ぶ健康長寿	予約制 茅ヶ崎中央病院 ☎ 86-6530
12/1(金)	10:30~11:30	第3回スマホ教室	スマホの操作など
12/2(土)	10:00~15:00	高砂コミセンまつり	ステージ・ワークショップ・展示

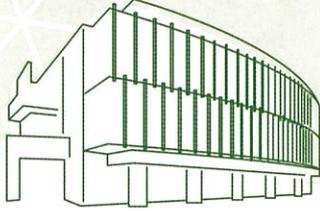
🕒 日時

2023年12月2日 土
10:00~15:00

タカ
スナ

高砂 コミュニティ センター まつり

📍 場所



高砂コミュニティセンター全館
サザン通り中海岸交番向かい



1F/3F
STAGE
ステージイベント

1F 屋外
FOOD
飲食コーナー

2F
WORKSHOP
体験会

3F フリースペース
EXHIBIT
展示

主催 高砂コミセンまつり実行委員会



1月2日(火) / 3日(水)

10:00-13:00

サザンビーチ

ちがさき

海水浴場

祝!
第10回



茅ヶ崎の海をみんなの力で守ろう!

お餅&甘酒
ふるまい(無料)
※無くなり次第終了

新春 凧揚げ大会

2024

ステージ

演奏やダンスなど催し物多数!
えぼし岩を背にしたステージで
お正月気分も最高潮に!
2日(火)は15:00まで!

グルメ

機動湘南グルメ市場の
キッチンカーが勢揃い!
色とりどりの凧と海を眺めながら、
グルメを楽しもう!
2日(火)は15:00まで!

凧の配布

各日、こども先着300名に
心をこめた手作り凧を無料配布!
みんなで凧揚げを楽しもう!
※無くなり次第終了

【主催】 茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 【運営】 新春凧揚げ大会実行委員会

【後援】 茅ヶ崎市/茅ヶ崎商工会議所/茅ヶ崎市観光協会/茅ヶ崎ロータリークラブ/茅ヶ崎中央ロータリークラブ/茅ヶ崎青年会議所/日本赤十字社神奈川県支部/海岸地区まちぢから協議会/南湖地区まちぢから協議会/湘南地区まちぢから協議会

【参加協力】 茅ヶ崎海岸開発共同組合/NPO法人 茅ヶ崎海岸づくり推進機構/柳島凧の会/茅ヶ崎ライフセービングクラブ/湘南レスキュー隊/八大龍王神神輿保存會/認定NPO法人ゆい/機動湘南グルメ市場/ビーサン協会/株式会社パワーズサーフクラフト/ENOWA/神奈川県立茅ヶ崎支援学校

2023年の様子
Youtube





新春凧揚げ大会2024ラインナップ



お餅&甘酒
ふるまい

※無くなり次第終了



各日先着
300名限定!

手作り凧の配布

※無くなり次第終了



むかし遊び
コーナー

懐かしい竹馬などで遊ぼう!



ビーチに
モビマット

砂浜をバリアフリー化! 車いすや
ベビーカーも砂浜散歩が可能!

ステージ出演者 2日(火)は15:00まで ※順不同



1月2日(火)

和楽会'昇'
和太鼓演奏



1月3日(水)

ハンサム判治
歌手・作詞家・作曲家
ウクレレ大使(茅ヶ崎市在住)



1月2日(火)

サーカス
コーラスグループ
叶高&ありさ(茅ヶ崎市在住)



1月2日(火)

食育体操 ほめと&みかうえる
着ぐるみによる体操
(両日12時過ぎに会場内を巡回)



1月2日(火)

ともいきがかり
ゆうとりんズ with HARUKA
神奈川県立茅ヶ崎支援学校



1月3日(水)

はっばオールスターズ
障がい者の世界大会
「第19回ゴールドコンサート」
楽曲賞受賞グループ



1月2日(火)

湘南SHOW点
音楽やアートを発信する
市民団体



1月3日(水)

中海岸太鼓の会
地域の子供たちの
小太鼓演奏



1月3日(水)

フラ ハウオリ
フラダンス



1月3日(水)

パンタロンズ
市民バンド

キッチンカー & テナント 2日(火)は15:00まで



焼鳥トサカ
焼き鳥各種



TAIYAKISAN
たい焼き各種



アドミナル&カンパニー
タコス・焼きそば・チョコバナナ



トヨタモビリティ神奈川 話題の車を展示します!



海鮮和食 一里塚
天丼・天ぶら



から揚げ専門店カラット
塩から揚げ・塩むすび



まいど!井丸屋
海鮮丼各種